様式第九(第五条関係)

原油等の有効利用目標達成計画

経済産業大臣　殿

年　　月　　日

住　所

氏　名

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　特定燃料製品供給事業者のうち揮発油、灯油、軽油又は重油の製造をして供給する事業を行うもの(以下「石油精製業者」という。)の名称及び前事業年度におけるその使用する原油その他の揮発油等の原料の数量

<table>
<tr><td>事業者の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>主たる事務所の所在地</td><td colspan="5">〒</td></tr>
<tr><td rowspan="3">前事業年度におけるその使用する原料の数量(注1)
　　年　月―
　　年　月
(注2)</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>原油</td><td>揮発油</td><td>灯油</td><td>軽油</td><td>重油</td></tr>
<tr><td></td><td>キロリットル</td><td>キロリットル</td><td>キロリットル</td><td>キロリットル</td></tr>
<tr><td>原油の数量に換算した数量(注3)</td><td>キロリットル</td><td>キロリットル</td><td>キロリットル</td><td>キロリットル</td><td>キロリットル</td></tr>
<tr><td>原油の数量に換算した数量を合算した数量</td><td colspan="5">キロリットル</td></tr>
</table>

(注1)石油精製に係る事業の全部若しくは一部の譲り渡し又は石油精製業者について相続(石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。)、合併若しくは分割(石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。)による承継(以下「事業の承継等」という。)があったときは、当該事業を譲り渡した者又は相続等を行った当該石油精製業者(以下「事業被承継者」という。)及び当該事業を譲り受けた者又は当該石油精製業者について相続等を受けた者(以下「事業承継者」という。)は、当該事業の承継等が行われた後にそれぞれが保有することとなる設備を用いて前事業年度に行われた事業により当該事業年度に使用された化石エネルギー原料の数量をもって、法第13条第1項の規定に定める前事業年度における当該事業被承継者及び当該事業承継者それぞれの使用する化石エネルギー原料の数量とみなす。

(注2)前事業年度の期間を具体的に記載すること。

(注3)第3条にあるとおり、揮発油、灯油、軽油又は重油(品質の調整のための他の炭化水素油等との混合のみに供されるものを除く。)については、キロリットルで表した数量に1.05を乗じて得た数量。

Ⅱ　残油処理能力の向上に関する措置

特定残油処理装置(注4)への減圧蒸留残渣油の通油量の増加に関する措置

特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の測定方法(注5)

製油所名	装置名	測定日(注6)	試験方法及び算定方法(注7)	サンプルの採取場所及び通油量の測定場所・測定方法(注8)

(注4)特定残油処理装置とは、平成26年度以降の3年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準(平成26年経済産業省告示第164号)1. (1)に掲げる残油処理装置のうち、流動接触分解装置(Fluid Catalytic Cracking Unit(FCC)。)、残油流動接触分解装置(Residue Fluid Catalytic Cracking Unit(RFCC)。)、残油水素化分解装置、残油熱分解装置、重油直接脱硫装置をいう。

(注5)平成29年度に行う計画の提出の際に、平成26年度～平成28年度の測定方法についても記載すること。

(注6)任意の定期日を定めること。定期日以外の測定を行った場合はその旨を記載することとし、併せてその理由を記載すること。

(注7)特定残油処理装置に通油する原料1単位当たりの減圧蒸留残渣油(真沸点565℃以上の蒸留性状の容量%：年間平均値)の試験方法及び算定方法を記載すること。試験方法及び算定方法に変更がある場合には、遅滞なく第5条第2項に定める様式十により計画の変更を提出すること。また、平成29年度における特定残油処理装置に通油する原料1単位当たりの減圧蒸留残渣油の算定に当たっては、平成29年10月27日から平成30年3月31日までの平均値を用いること。

(注8)任意の様式による提出も可とする。

特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の実績

	製油所名	原油処理量	特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量
平成26年度		万バレル／日	万バレル／日
		万バレル／日	万バレル／日
平成27年度		万バレル／日	万バレル／日
		万バレル／日	万バレル／日
平成28年度		万バレル／日	万バレル／日
		万バレル／日	万バレル／日

目標：平成33年度において、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の1日当たりの通油量を、(　)%以上増加させるものとする。

措置の具体的な内容

	平成26年度から平成28年度の平均の特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量	措置後	変化
特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量	万バレル／日	万バレル／日	改善率　%
特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加のための措置の具体的な内容			

各年度における特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の1日当たりの通油量実績

年度	製油所名	原油処理量	特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量
		万バレル／日	万バレル／日
		万バレル／日	万バレル／日

特定残油処理装置の処理能力の内訳

製油所名	装置名	処理能力	新設・増設・廃止の有無・時期・能力
		万バレル／日	

常圧蒸留装置の処理能力の内訳

製油所名	装置名	処理能力	新設・増設・廃止の有無・時期・能力
		万バレル／日	

その他原油等の有効な利用の促進の向上に関する措置

措置の具体的な内容

具体的な取組

残油処理装置(注9)の装備率

残油処理装置の装備率
%

(注9)平成26年度以降の3年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製事業者の判断の基準(平成26年経済産業省告示第164号)に規定するものをいう。

Ⅲ　特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加に係る目標の達成が困難な場合の措置

平成33年度に製油所の定期修理が生じることにより、平成32年度において目標を達成する場合(注10)

製油所名	定期修理の期間

(注10)平成32年度に行う計画の提出の際に記載すること。

平成33年度に特定残油処理装置の新設、増設又は改良のための工事を予定していることにより、平成34年度において目標を達成する場合(注11)

製油所名	工事の期間	具体的な工事内容

(注11)平成32年度に行う計画の提出の際に記載すること。

自らに起因するものでないことが明らかである事由により、目標の達成が困難となる場合

ア．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことにより、相当程度の期間、常圧蒸留装置又は特定残油処理装置の稼働に制限が生した場合。

イ．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことにより、特定残油処理装置の新設、増設又は改良のための工事の遅延が生じ、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加を図ることが困難な場合。

ウ．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことに伴う、社会的要請に応えるため、特定の石油製品の供給を行う必要がある場合。

エ．国際情勢の変化に伴い、原油の選択に制約若しくは石油製品の需要構造に変化が生じたことにより、根本的な生産体制の変更を余儀なくされた場合。

オ．重質原油と軽質原油の価格差の縮小、高付加価値製品の生産の制限又は不採算製品の生産の増加等、経済合理性の観点から、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加を図ることが困難な場合。

カ．自ら又はグループ会社が他の石油精製業者と事業提携体制を構築している場合であって、災害、事故又はその他不測の事態が発生し、事業提携体制を構築している他の石油精製業者に起因する事由により、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加を図ることが困難な場合。

目標達成が困難な場合の事由(上記(ア)～(カ)から選択)	具体的な事由(注12)

（注12）目標達成に困難が生じた理由、それまでの目標達成に向けた取組状況等を詳細に記載すること。また、必要に応じて、任意の様式こよる補足資料を提出すること。

（備考）

1　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

3　各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。